

へき地学校に係る家庭教育支援事業 実施要領

1 目的

へき地学校における保護者や教職員（以下「へき地学校関係者」という。）が抱える家庭教育に関する課題の解決に向けて、へき地学校関係者が実施する「家庭教育に関する講演会や研修会等」（以下「講演会等」という。）に対して、支援を行う。

2 支援の対象等

(1) 支援の対象

へき地学校関係者が実施する家庭教育に関する講演会や研修会等における講師謝金

(2) 支援の方法

支援対象とされたへき地学校が行う講演会等を、奈良県教育委員会（以下「県教委」という。）との共催事業と位置付け、講師に支払われる謝金の一部を県教委が負担する。

(3) 支援の限度

ア 支援する学校数は4校までとする。

イ 県教委が負担する謝金の限度額は、13,000円とする。

3 支援の事務手続き等

(1) 申込み

ア 申込期間：令和6年4月12日（金）～令和6年5月31日（金）

イ 申込方法：「へき地学校に係る家庭教育支援事業申請書兼計画書」（様式1）により、市村教育委員会を通じてメールにて申し込む。

ウ 申込先：奈良県立教育研究所 教育企画部 社会教育係

fujimoto-yoshikatsu@office.pref.nara.lg.jp

エ その他：申込みはへき地学校長の名前で行い、各校1回までとする。また、複数のへき地学校が合同で講演会等を実施する場合は、参加するすべての学校が1回申請したこととする。

(2) 支援対象校の決定

先着順で決定する。結果については、市村教育委員会及び学校に通知する。

(3) 支援対象とされた講演会等の実施方法

当該講演会等は、県教委との共催事業と位置付けて実施するものとする。なお、当初に提出した計画書に変更（軽微な変更を除く）が生じた場合は、へき地学校に係る家庭教育支援事業変更計画書（様式2）を教育研究所に提出し、承認を得なければならない。

(4) 事業報告

当該講演会等の担当者は、講演会等が終了した後、速やかに以下の様式を教育研究所へメールにて提出する。

- ・へき地学校に係る家庭教育支援事業実施報告書（様式3）
- ・へき地学校に係る家庭教育支援事業収支決算書（様式4）
- ・口座振替申出書兼相手方登録依頼書（様式5）

また、へき地学校に係る家庭教育支援事業事後アンケートについて、以下のフォームから回答する。



(5) 謝金の支払い

教育研究所は、(4)の事業報告の書類を受理し、その内容が適当であると認めたとき、謝金の一部として13,000円を限度に支払うものとする。

4 その他

教育研究所が紹介する「家庭教育支援講師」に講演会等における講師の依頼を希望する場合は、別途定める「家庭教育支援講師事業実施要領」に基づき、その事務手続きを行う。

附 則

本要領は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年5月14日一部改正

令和6年4月1日一部改正